

# 利用者登録カード申請のお知らせ

令和元年（2019年）10月1日（火）から豊中市体育施設条例の改正に伴い、体育館等の個人使用及び体力診断システムに係る市外者料金を設定することとなりました。そこで皆様の居住地（学校・勤務先）を確認させていただくために新しく「利用者登録カード」を発行いたします！

## メリット

- ① 利用時に「施設利用申請書」を毎回記入しなくてもOK!  
（利用者登録カードがない場合は、毎回利用の際に「施設利用申請書」にご記入いただくこととなります。）
- ② 緊急連絡先を登録することにより、傷病時の対応が円滑になり、安全性が向上します！
- ③ 福祉優待制度利用時の証明書提示が原則毎回から年度毎1回に！

## 申込方法

- ① 9月9日（月）から各体育館・プールで申込書を配布
- ② 申込書を書いて、身分証明書※をもって事務所へ！  
★「トレーニング使用者カード」及び「弓道使用者カード」をお持ちの人は、1枚のカードに統合しますので、必ず一緒にご提示ください。
- ③ 身分証明書はその場で確認後、返却します

## ※身分証明書

- ① 豊中市在住者：運転免許証・マイナンバーカード・保険証等
- ② 豊中市在勤者：職員証・在勤証明書  
名刺（本人身分証明書も同時に提示）
- ③ 豊中市在学者：学生証・生徒手帳・在学証明書  
（豊中市内に立地する学校）

## 使い方

- ① 個人使用を利用する際、カードとチケット（当日券か回数券）を受付へ提出してください。
- ② 確認後、カードは返却いたします。
- ③ 登録カードは1年間の更新制です。

利用区分毎の証明代わりにするので、ぜひご登録ください！